

諮問番号：令和２年度諮問第１６号

答申番号：令和２年度答申第１６号

## 答 申 書

### 第１ 審査会の結論

大月市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成３０年９月２５日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第２５条第２項の規定による保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求については棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第２ 事案概要

#### １ 事案の骨子

本件は、生活保護法による保護の基準（昭和３８年厚生省告示第１５８号）の一部改正により平成３０年１０月１日から適用される保護基準（以下「本件保護基準」という。）に基づき、処分庁が審査請求人に対して本件処分を行ったところ、審査請求人が、本件保護基準では憲法第２５条が保障している健康で文化的な人間らしい生活ができないことを理由として、本件処分の取消しを求める審査請求を行ったものである。

#### ２ 関連法令等の定め

- (１) 憲法第２５条第１項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定し、同条第２項は、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」としているところ、法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」としている。
- (２) 最低限度の生活については、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」（法第３条）とされている。
- (３) 保護の基準及び程度については、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又

は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」（法第8条第1項）とされ、「基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」（同条第2項）とされている。また、同条第1項に基づき、生活保護法による保護の基準が定められている。

- (4) 実施機関については、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」（法第19条第1項）とされ、「次に掲げる者」として、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」（同項第1号）及び「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」（同項第2号）が規定されている。また、法第19条第4項は、保護の実施機関は、「保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。」としている。
- (5) 職権による保護の変更については、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」（法第25条第2項）とされ、当該「書面には、決定の理由を付さなければならない。」（同項によって準用される法第24条第4項）とされている。
- (6) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされている（法第84条の5、別表第3）。

### 3 前提事実

- (1) 平成21年7月31日、処分庁は、審査請求人に対して生活保護法に基づく生活保護を開始した。
- (2) 平成30年9月4日、生活保護法による保護の基準の一部が改正され、同年10月1日から本件保護基準が適用されることとなった
- (3) 処分庁は、審査請求人に対し、本件保護基準に基づき同年9月25日付けで、同年10月1日を実施年月日とする本件処分を行い、審査請求人は、同年9月28日、本件処分を知ることとなった。

- (4) 同年12月11日、審査請求人は山梨県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。
- (5) 令和2年6月9日、審査庁は本件審査請求に係る諮問書を当審査会に提出した。

#### 4 争点

本件保護基準に基づいてなされた本件処分は、違法又は不当なものであるか。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 本件保護基準では、憲法第25条が保障している健康で文化的な人間らしい生活ができないため、本件処分の取消しを求める。(審査請求書)
- (2) 処分庁は法及び本件保護基準に基づき最低生活費を算定したため違法不当な点はないと断定するが、当該基準の引き下げの根拠は明らかにされていない。(反論書)
- (3) 保護基準の引き下げとともに問題となっているのは、生活保護体系の中で利用できる加算や一時扶助が支給されず、最低生活費を割り込んでいるということである。(反論書)
- (4) 今回の生活保護基準引き下げ処分は、憲法第25条及び法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を侵すものであり、違法、不当である。(反論書)

#### 2 処分庁の主張

- (1) 「本件保護基準では、憲法第25条が保障している健康で文化的な人間らしい生活ができない」については否認する。(弁明書)
- (2) 本審査請求の争点は、本件処分により、生活保護費が減額となったことを不当とする点であるが、審査請求人については本件処分により増額となっている。また、本件処分は法及び本件保護基準に基づき、審査請求人の最低生活費を算定したものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。よって本件請求は棄却されるべきである。(弁明書)

### 第4 審理員意見の要旨

#### 1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 2 理由

(1) 保護の基準は、法第8条第1項及び第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるものであり、また、法第19条第4項の規定に基づき市長から事務の委任を受けた処分庁は、法及び保護の基準の定めるところにより保護を決定し、かつ、保護を実施しなければならない。よって、厚生労働大臣が定めた新基準に基づく保護を実施するために、処分庁が保護変更決定をすることについて、違法又は不当な点はない。

また、保護変更決定にあたっては、処分庁は保護変更年月日を平成30年10月1日、変更理由を「基準改定（第75次）」及び「生活扶助費の変更をします（介護保険料加算控除額変更）」として、改正後の本件保護基準に基づき金額を算定し、法第25条第2項の規定により審査請求人に保護変更決定を通知したことが認められる。

保護基準額の算定については、処分庁から提出された保護決定調書及び関係資料によると、平成30年10月分の最低生活費は改正後の本件保護基準に従い算定されており、その他収入認定額にも誤りがないと認められることから、この点についても、違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求人は、本件処分の前提となっている新基準である本件保護基準自体を不服としているとも解されるが、法第8条第1項から、保護の基準を定めるのは、厚生労働大臣の権限に属することである。このため、本件保護基準については、本件審査庁である山梨県の審査権は及ばず、本件保護基準の内容の是非については、審査庁の審査権限外の事項である。

## 第5 審査庁の判断

審理員の意見と同旨

## 第6 調査審議の経過

令和2年6月 9日 審査庁から諮問書提出

同年7月14日 審議

## 第7 審査会の判断

### 1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

## 2 本件処分手続について

処分庁は、本件処分の理由及び法の規定に基づく保護変更決定処分であることを示した上で、書面で本件処分を行ったものであり、手続上の違法性・不当性は認められない。

## 3 本件処分に係る争点について

- (1) 審査請求人は、変更された生活保護基準では、憲法第25条が保障している健康で文化的な人間らしい生活ができないことを理由として、本件処分の取消しを求めている（審査請求書）。このことからすると、審査請求人は、本件保護基準自体に不服があるため、当該基準に従った本件処分について取消しを求めているものと解される。本件処分により、審査請求人の保護費が減額されていないにもかかわらず、本件審査請求がなされたことからしても、このように解することが相当である。

そこで、本件保護基準自体の違法性及び不当性について、当審査会が審査することができるかが問題となる。

法第8条第1項により保護基準の設定は厚生労働大臣の権限に属するものとされていることから、処分庁には保護基準を設定する権限はそもそも認められない。このことからすれば、厚生労働大臣の権限に属する保護基準の設定に係る事項については、当審査会においても審査の対象とすることはできないと解するのが相当である。

よって、本件保護基準自体の違法性及び不当性について、当審査会が審査することはできない。

- (2) 本件処分は、処分庁が本件保護基準に従って行った処分であると認められることから、本件処分に違法性又は不当性があるとはいえない。

なお、審査請求人のその余の主張は、本件処分の違法性又は不当性の判断に影響を及ぼすものではない。

## 4 結論

以上から、本件処分を行うに際しての審査過程に看過しがたい過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。したがって、本件処分に係る審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

委員 信田 恵三

委員 關本 喜文

委員 中島 朱美